令和７年度徳島県国民健康保険団体連合会事業報告

総括

国民健康保険は制度創設以来、国民皆保険の中核として、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

国保保険者は、構造的な問題や少子高齢化による生産年齢人口の減少に加えて、団塊の世代すべてが後期高齢者になるとともに、被用者保険の適用拡大等によって被保険者数の減少が続いており、依然厳しい財政運営が続いている。

このような中、国においては、昨年２月の通常国会で継続審議となった「医療法等の一部を改正する法律案」が秋の臨時国会において成立した。成立した改正医療法は、地域医療構想について、２０４０年頃を見据えた医療提供体制を確保するため見直すことや、医療ＤＸの推進に向けて社会保険診療報酬支払基金を実施主体とする抜本改組が盛り込まれた。

システムのクラウド化は、「審査支払機能改革工程表」に基づき国民健康保険中央会において進められ令和７年度末をもってすべてのシステムで完了した。今後は、費用の抑制に繋がるよう最適化等に向けた検討が進められている。

令和３年に出された「審査支払機関の在り方に関する検討会報告書」に基づき進めている社会保険診療報酬支払基金との審査支払システムの共同開発・共同利用は、昨年９月に、厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会の三者連名で「審査支払システムの共同開発の基本方針」が公表された。

令和８年３月の「第６回自治体の負担軽減に向けた連合会の役割強化に関する会議」において、国保連合会の役割強化のため今後検討を進めていく具体的な事業等が記載された中間とりまとめが出された。

保険者等が実施する保健事業においては、情報提供や評価、助言等を行い効率的な支援ができるよう取り組んだ。

財政運営の健全化・安定化の推進については、「経営改善計画（令和６年度から１０年度)」の実現に向けて検討会を設置し取り組みを進め、保険者の負託に応えられるよう共同目的達成に向けて進めてきた。

以上、事務事業運営にあたっては、次の重点事項を中心に成果が上がるよう努めた。

⑴　事業の充実強化
⑵　医療費適正化対策の推進
⑶　保健・医療・介護・福祉対策の推進
⑷　国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進
⑸　新国保３パーセント推進運動の推進
⑹　国保連合会財政運営の健全化・安定化の推進

１　国保連合会事業の充実強化

（１）本会運営に関する事項

①　会員数及び被保険者数

ア　会員数　２７（県　１　市町村　２４　国保組合　２）

イ　被保険者数

令和６年度末　　１３４，２１２人

令和７年度末　　１２８，７３７人

②　総会（２回）

令和７年７月２４日　開催

令和８年２月２６日　開催

③　理事会（５回）

令和７年７月１０日

令和７年７月２４日

令和７年９月　１日（文書表決）

令和８年２月　６日

令和８年３月１１日（文書表決）

④　監事会（２回）

令和７年　６月２７日

令和７年１１月２５日（中間監査）

（２）国保中央会に関する事項

各種会議並びに研修会への出席

（３）四国地方国保協議会に関する事項

①　中・四国地区国保協議会開催関係

各種会議並びに研修会への出席

②　四国地方国保協議会開催関係

各種会議並びに研修会への出席

（４）診療報酬審査支払業務に関する事項

①　審査支払受託状況

２８保険者

②　診療報酬審査委員会

ア　委員数及び構成

公益代表、保険者代表、保険医及び保険薬剤師代表

各１４人　計４２人

イ　開催状況

審査専門部会（１日）、審査委員会（３日）、審査委員会予備日（２日）

審査対象となったレセプト件数

医科　３，５４６，０７５件　　歯科　　７０１，７７１件
調剤　２，０２６，９４５件　　合計　６，２７４，７９１件

③　再審査部会

公益代表、保険者代表及び保険医代表　各７人　計２１人

再審査申出件数

医科　２４，０１１件　　歯科　１６４件　　合計　２４，１７５件

④　審査専門部会

１５人

審査対象となったレセプト（７万点以上）　５２，００１件

⑤　特別審査

国民健康保険法施行規則第４２条の２に基づく、国保中央会特別審査委員会に対象となる入院医科３８万点（特定機能病院３５万点）、歯科２０万点を超える診療報酬明細書（医科４７５件、歯科２件）の審査を委託した。

⑥　常務処理審査委員による審査

審査委員の中から６人（医科５人・歯科１人）を常務処理審査委員として委嘱し、審査委員会の効率的、効果的運営に努めた。

⑦　柔道整復療養費の審査・支払について

審査状況：国保　６３，９３３件、後期高齢者　５４，７７２件

⑧　療養費の審査について

審査状況：国保　５，３００件、後期高齢者　１７，１４９件

⑨　他関係機関と協議会等の開催

徳島県診療報酬適正化連絡協議会等　５回出席

⑩　職員の研修等

所内研修（審査関係）　８回開催

⑪　レセプト電算処理システム画面審査の機能強化

複数月のレセプトを被保険者ごとに審査する縦覧、被保険者の入院と外来のレセプトを併せて審査する横覧、処方箋発行機関のレセプトと調剤レセプトを併せて審査する突合を単月ごとのレセプト審査に加えて実施している。

また、「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、国保連合会間のコンピュータチェックの全国統一を完了し、現在は、審査基準の全国統一及び支払基金と国保連合会のコンピュータチェックの整合的な実現を図っている。

⑫　オンライン資格確認等システムの運用

オンライン資格確認等システムにより医療保険の資格管理の更なる適正化・効率化を目的に医療保険資格情報を個人単位化し、保険医療機関等が窓口で資格確認を行うこととされ、加えて、特定健診データ、医療費及び薬剤情報、手術情報等の閲覧が可能となり、より効率的な医療の提供、保健事業の実施及び重複服薬の解消等が図られている。

本会においては、令和３年１０月（令和３年９月診療分）から運用を開始し、支払基金及び国保中央会（実施機関）と保険者等の契約事務の手続きを取りまとめ、市町村国保の資格情報については国保情報集約システムを介し、オンライン資格確認等システムの中間サーバへ資格情報を登録している。また、オンライン資格確認等システムを利用したレセプトの振替・分割処理や保険者における振替分割申出を行っている。

（５）特定健康診査・特定保健指導に関する事項

国保保険者側契約とりまとめ者として、健診機関側契約とりまとめ者の徳島県医師会と令和７年度特定健康診査委託契約を締結した。

徳島県医師会、保険者協議会と連携し「令和７年度特定健診・特定保健指導 後期高齢者健診実施機関用手引き」及び「令和７年度委託元保険者一覧表」を作成し、契約先の保険医療機関等に配布した。

① 特定健康診査・特定保健指導のデータ管理
２７保険者から受託

② 特定健康診査・特定保健指導の支払事業
２６保険者 ６６，７９５件 処理

③ 特定健康診査（健康診査）受診券等の共同印刷
受診券印刷枚数：国保１００，５１７枚、後期高齢者６８，２７９枚

④ 特定健診・特定保健指導法定報告説明会

⑤ 特定健康診査担当課長・担当者合同会議

⑥ 特定健診等データ管理システムの機器更改

現行システムが令和８年３月に機器保守期限を迎えるにあたり、データ移行リハーサル及び運用テスト等を実施し、令和８年２月に次期特定健診等データ管理システム（クラウド環境）への移行・切替を行った。

（６）保険者事務共同事業に関する事項

① 第三者行為求償事務共同処理事業

ア 保険者事務処理の共助支援

保険者における交通事故等に該当するレセプトの早期発見と把握を支援した。

(ア) 第三者行為求償対象候補一覧表

レセプト情報より特記事項「１０第三」の記載があるもの、並びに傷病名から第三者行為の疑いがあるものについて抽出した一覧表を作成し送付した。

(イ) 第三者行為求償突合リスト

医療保険者で把握している第三者行為求償の対象者に係る情報を介護保険者でも把握できるようリストを作成し送付した。

○ 抽出件数

第三者行為求償対象候補一覧表　　５，３８０件
第三者行為求償突合リスト　　８３件

イ　求償事務担当職員研修会
令和７年１０月２９日開催　９６人出席

ウ　令和７年度求償事務実績
受託　２６２件、収納　２０３，９５２，０２８円

エ　顧問弁護士の活用

オ　啓発ポスター等の作成

カ　保険者訪問支援
１保険者　訪問支援

キ　負傷原因調査事務による保険者支援
令和４年８月から、保険者の求償もれ等を防止し医療費の適正化を目的とする負傷原因調査事務を開始している。第三者行為による受療が疑われる被保険者の負傷原因を調査し、第三者行為に該当するものは、被保険者や損保会社等に傷病届の作成・提出を依頼した。
〇負傷原因調査対象者　１，１６３人

ク　地方単独事業に係る求償支援
令和７年４月から、地方単独事業担当者事務負担軽減を目的に、共同処理事業として地方単独事業に係る求償支援を開始し本会を通じて支払う地方単独事業の現物給付分のみを対象に求償支援を行った。
〇委託市町村数
重度心身障害者医療費助成事業　８保険者
子どもはぐくみ医療費助成事業　８保険者
ひとり親家庭等医療費助成事業　８保険者

②　保険者事務共同電算処理
国保総合システムを活用し、被保険者異動処理をはじめ、各種参考資料作成や被保険者への医療費通知作成等を行った。

ア　受託業務に関する業務・帳票類一覧
受託保険者：２６保険者（２４市町村・２国保組合）

イ　特別調整交付金（結核・精神）申請事務支援
２０市町村　参加

ウ　高額医療・高額介護合算療養費
本算定処理件数（令和７年４月受付分～１０月受付分）
１３保険者　８５件

エ　外来年間合算
本算定処理件数（令和７年４月受付分～令和８年３月受付分）
１４保険者　２２２件

オ　共同電算処理事業に関する変更、開発等の調査、研究
保険者事務共同電算処理事業の円滑な実施を図るため、本会に「国保共同電算処理業務研究委員会」を設置し、徳島県及び３ブロックから推

薦された委員を委嘱した。

カ　国保総合システムにおける保険者サービス系システム（レセプト管理）の運用

（７）県単位の資格情報管理に関する事項

市町村ごとに保有する資格情報等を県単位で集約するため、国保情報集約システムを運用し、被保険者が県内で転居した場合の資格情報や高額療養費の該当回数の引継ぎなど、市町村間の情報連携を支援した。

（８）後期高齢者医療業務に関する事項

徳島県後期高齢者医療広域連合から診療報酬審査支払業務、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの運用管理業務及び資格確認書等の作成業務を受託し、効率的かつ円滑な業務に資した。

①　後期高齢者医療事務等運用管理業務

②　後期高齢者医療請求支払システムの機器更改

現行システムが令和８年３月に機器保守期限を迎えるにあたり、データ移行リハーサル及び運用テスト等を実施し、令和８年２月に次期後期高齢者医療請求支払システム（クラウド環境）への移行・切替を行った。

（９）介護保険に関する事項

①　審査支払受託状況

２３保険者

第１号被保険者数　　２４１，２２１人（年間平均）

要介護（支援）認定者数　　４９，８５１人（年間平均）

②　介護給付費等審査委員会

ア　人員と構成

サービス事業所代表　市町村代表　公益代表　各６人の１８人

イ　開催状況

医療部会、審査部会の定期開催

医療部会審査対象となった請求明細書件数　１３，１２７件

ウ　介護給付費等審査支払実績

１，４７７，８９３件　　８０，３５６，０８８，４２６円（支払額）

③　介護サービス苦情処理委員会

ア　委員と構成

苦情処理委員　３人

イ　苦情処理案件及び相談件数

苦情処理申し立て件数　　０件

相談件数　　３０件

苦情処理現地調査　　０件

ウ　苦情処理委員会開催状況

苦情処理委員会　３９回

④　介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業について、県内すべての市町村から審査支払事務を受託し実施した。

⑤　介護給付適正化支援事業

医療給付情報との突合点検と介護給付情報の縦覧点検について、保険者から委託を受け、介護給付適正化支援業務を実施した。

また、介護保険事業所から請求された給付実績を対象に、月次審査で確認できない事業所間やサービス間での疑義のある給付実績について事業所へ請求内容の問い合わせや必要事項の記載を指導し、介護給付の適正化に努めた。

⑥　介護保険事業の円滑な運営に資する事業

令和８年１月２６日　市町村等介護保険担当者説明会（ＷＥＢ）開催

⑦　要介護認定等情報経由業務

介護保険法施行規則に基づき、電子情報処理組織を使用する方法等により介護保険者から要介護認定情報を収集し、国保中央会を経由して厚生労働省へ提出した。また、厚生労働省が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベース（ＮＤＢ）と介護保険総合データベース（介護ＤＢ）の連結解析の精度を向上させるため、要介護認定情報の医療資格情報をもとに生成した識別子（ＩＤ５）を取得し、国保中央会を経由して厚生労働省の介護ＤＢに格納した。

⑧　ケアプランデータ連携システム関係業務

国において、介護現場の負担軽減や業務の効率化を図るため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされる居宅サービス計画書等を事業所間でデータ連携するための仕組み（ケアプランデータ連携システム）が構築された。厚生労働省からの依頼のもと、国保中央会が同システムの開発・運営主体となり、国保連合会は業務の一部（事業所に対する電子証明書の発行業務等）を受託し実施した。

⑨　介護人材確保・職場環境改善等事業補助金及び障がい福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の交付に係る支払関連業務

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年１１月２２日閣議決定）に基づき、介護・障害福祉職員の賃上げに向けた取組等に必要な緊急の措置として「介護保険事業費補助金」における介護人材確保・職場環境改善等事業、「障害者総合支援事業費補助金」における障害福祉人材確保・職場環境改善等事業及び「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」における障害児支援人材確保・職場環境改善等事業が実施された。

本事業の実施主体は都道府県であるが、都道府県から事業者への補助金等の支払については、都道府県から国保連合会へ補助金等の額の算出業務

等が委託できることとなり、徳島県から支払関連業務を受託し、令和７年６月、７月に補助金等の額の算出業務等を実施した。

⑩　介護保険・障害者総合支援システムの機器更改

介護保険・障害者総合支援システムは、令和５年度から更改に向けた機器調達、令和６年度には環境構築及び運用試験を実施し、令和７年５月７日に新システムが本稼働した。また、令和７年度システム更改にあわせて、厚生労働省及びデジタル庁との協議を踏まえ、政府が掲げるクラウド・バイ・デフォルト原則に従い、クラウド移行された。

⑪　介護情報基盤における情報連携事務

介護保険の利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散していたことから、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化、推進するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３１号）」に基づき、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤として、国において「介護情報基盤」を整備し、介護情報の共有、活用を行うこととなった。

国保連合会においては、介護保険審査支払等システムで保有している介護レセプト情報を介護情報基盤へ連携するとともに、今後の情報活用（２次利用）を目的として介護情報基盤より、要介護認定情報等を介護保険審査支払等システムで受付、介護保険総合データベース（介護ＤＢ）及び国保データベース（ＫＤＢ）システムへ連携することとなった。

本会においては、各自治体と国保連合会及び国保中央会の間で、介護情報基盤における情報連携事務等の委託契約の締結に係る事務手続きを行った。また、保険者が介護情報基盤への対応として、厚生労働省が定める標準準拠システムの導入・稼働に向け、本会介護保険審査支払等システムとの整合性をはかるため、本会システムの台帳情報等の提供及び台帳整備を実施した。

(10) 障害者総合支援等に関する事項

①　審査支払受託状況

県及び市町村　２５

②　障害者総合支援等給付費審査支払状況

２２９，４９３件　　３０，２５９，８７９，８１０円

③　障害福祉サービスデータベースへのデータ連携業務

国が主体となり、障害支援区分認定データと障害福祉サービスの利用状況を紐づけて様々な分析を可能とする障害福祉サービスデータベースが構築された。厚生労働省の依頼のもと、国保連合会には障害支援区分認定データの送信業務等が委託され、当該業務を実施した。

(11) 特別徴収情報経由業務に関する事項

介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療の各保険料（税）の年金からの特別徴収について、国保中央会を通じて市町村と年金保険者間における情報交換業務を実施した。

(12) 県条例等に基づく医療費助成事業に関する事項

重度心身障害者等医療費、子どもはぐくみ医療費、ひとり親家庭等医療費、妊婦・乳児健康診査費、新生児聴覚検査費及び産婦健康診査費について、実施主体である市町村と委託契約を締結し、医療費の審査及び支払に関する事務を実施した。

令和７年４月から都道府県を跨いだ地単公費の現物給付化について他県データ交換対応及び１０月からのひとり親家庭等医療費助成事業における助成の拡大に伴い、当該業務の対応を図った。

地方単独事業担当者事務負担軽減のため、令和７年４月から地方単独事業に係る共同処理事業としての求償支援を開始した。

(13) 国民健康保険特別高額医療費共同事業に関する事項

都道府県と国保中央会において特別高額医療費共同事業が実施されている。本会は国保総合システムを利活用することにより、特別高額医療費対象レセプトの確認が可能であることから、徳島県から対象レセプトの確認、拠出金及び交付金の出納事務の委託を受け当該業務を実施した。

(14) 保険者と連絡・協調に関する事項

① 国保担当課長会議
令和７年１１月２６日

② ブロック別国保担当課長会議
令和７年５月２日及び５月７日

③ 市町村国保運営協議会会長連絡協議会
令和８年１月２８日

④ 国保事務担当者等の会議・研修
国保保険料（税）収納率向上対策研修会　令和７年１１月１１日開催

(15) 広報活動に関する事項

① 経営改善計画に基づく広報活動の充実

本会のマスコットキャラクター（こくぽん）が令和７年７月２４日に商標登録が完了した。本会ホームページ及び「阿波の国保」で紹介するとともに、徳島県、保険者及び各関係機関等へ周知した。

② Ｗｅｂ版「阿波の国保」
令和７年５月３０日、８月２９日、１１月２８日、令和８年２月２７日

配信

③　国保新聞

国保新聞を保険者等に斡旋し、国保情勢の周知に努め、国保新聞縮刷版を配布

④　健康増進、健康教育等の啓発

マスメディアによる広報

・令和７年５月２５日　後発医薬品使用促進のため、全国健康保険協会徳島支部と共同で徳島新聞に広告掲載

・令和７年８月１６日～３０日　特定健康診査受診率向上のため、四国放送においてテレビＣＭを放送

⑤　広報委員会

令和７年１１月７日　開催

(16) 調査・研究等に関する事項

①　国保制度等に関する事項

本会は国の情勢及び国保運営方針等に基づく今後の事業展開等を把握し、保険者の効果的かつ効率的な事業運営に資するよう努めた。

令和６年３月、徳島県は国保運営方針を改定し、保険料水準について令和１１年度までに納付金ベースで統一し、令和１２年度以降将来的に完全統一をめざすこととしており、令和７年１２月１８日開催の徳島県国保運営方針連携会議において納付金ベースの統一に向けた協議が行われた。

②　国保保険者標準事務処理システム

平成３０年度に改正された国保制度に対応したシステム構築に向けて、国保中央会において、国保事業費納付金等算定標準システム、国保情報集約システム及び市町村事務処理標準システムの３つのシステムからなる国保保険者標準事務処理システムが開発された。

本会は徳島県と委託契約を締結し、国保事業費納付金等算定標準システムで納付金算定に必要となる市町村基礎データのエラーチェック及び集約業務に向けた対応を行っている。また、国保事業費納付金の算定及び国の公費の申請に必要な高額医療費情報を国保総合システムにより算出するとともに高額医療費負担金の算出業務を行っている。

令和７年４月１日、国保医療給付費に占める高額医療費負担対象額の割合の増加や、都道府県化による国保財政の安定化を踏まえ、高額医療費負担金の対象となるレセプトの基準額が８０万円から９０万円に引き上げられたため、本会においては、国保総合システムの改修等を実施し、基準額変更における対応を図った。

市町村事務処理標準システムについては、市町村事務の標準化、効率化・コスト削減、広域化を推進するものであり、導入を希望する市町村に対し引き続き連携を図っている。なお、同システムについては、令和７年度に

厚生労働省が行った導入意向等に関する調査結果により、県内１２市町村が導入済となっている。

また、市町村事務処理標準システムは、市町村が行う国保の事務処理が実装されているが、国保総合システム保険者共同処理系と重複している機能があり、厚生労働省と国保中央会では、国保総合システム保険者共同処理系において、市町村事務処理標準システムとの機能分担の整理が行われ、機能等の最適化を行うことで保守・運用費用の削減に向けシステム改修が予定されている。

③　次期国保総合システム更改及び各システムに関する事項

国保総合システムを令和６年２月にクラウド移行し、システムの安定稼働並びにシステムの利活用による保険者支援につながるよう努めている。

また、厚生労働省・支払基金・国保中央会で策定・公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和６年４月から支払基金との受付領域の共同利用が開始された。

「国保総合システム最適化」では、同システムの保険者給付システムと市町村事務処理標準システムで機能重複しているもの及び利活用されていない機能等の見直し、さらなるサーバ統合等の対応を進め保守・運用費用の削減の実現を図ることとしている。

「審査・支払領域の共同利用」では、令和７年９月１２日に厚生労働省、支払基金、国保中央会の連名で「審査支払システムの共同開発の基本方針」が取りまとめられた。同基本方針においては国保連合会・支払基金の審査支払システムのうち、審査領域においては、両機関が協力して共通のクラウドサービスを設計・活用し、当面は「レセプト電算処理システムの共同開発部分」から、共同開発・共同利用を開始することとしている。

④　予防接種法改正に関する事項

令和４年１２月に成立した改正予防接種法において、予防接種事務の効率化に向けマイナンバーカードを利用したデジタル化が盛り込まれた。このことから、厚生労働省は、自治体において予防接種事務をデジタル化できるよう国保中央会に依頼し、予防接種関連システム群を開発した。予防接種関連システム群（予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム、予防接種集合契約システム）は、市区町村による接種対象者の登録、接種勧奨通知の送付、接種対象者による予診情報の登録及び保険医療機関による予防接種記録情報の登録・閲覧が可能となる。また、システム上に登録された予防接種記録情報をもとに、市区町村が審査した結果に基づき自動で請求情報を作成し、国保連合会から市区町村への請求、国保連合会を介して保険医療機関へ予防接種費用の支払いを行うものである。

予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムについては、改正予防接種法による予防接種事務デジタル化施行日（令和８年６月１日）のシステム利用開始（本稼働版初回公開）を予定している。また、デジタル予診票による接種についても、令和８年６月以降、自治体ごとに順次開始予定

である。しかし、自治体が管理する健康管理システムの標準仕様の内、予防接種事務のデジタル化に必要な機能に関する適合基準日が、自治体の要望により令和１０年４月１日に延期されたことから、令和８年６月の法施行から令和１０年４月の健康管理システムの適合基準日までは、自市区町村内の請求支払のみとなり、全国決済の開始時期を含め、全国統一しての予防接種デジタル化の本稼働については令和１０年４月予定となった。

本会は国保中央会主催の担当者説明会に出席し、予防接種事務デジタル化が円滑に開始できるよう努めてきた。また、令和７年１２月には予防接種集合契約システムのアカウントを取得し、支払事務委託契約の締結状況が登録可能となるよう対応を図った。

⑤　地単公費マスタの整備

規制改革実施計画（令和５年６月１６日閣議決定）において、地単事業を含む公費負担医療制度等の全てについて、マイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするとともに、患者や保険医療機関等がマイナンバーカードによる資格情報の確認を可能とするための所要のシステム構築、その他の環境整備を実施するよう自治体に対して要請することとされた。厚生労働省を中心に関係省庁と連携し、診療報酬改定ＤＸの取組みを進めており、地単公費マスタを各自治体から本会、国保中央会を通じて厚生労働省へ提供した。

また、地単公費の都道府県を跨いだ現物給付化の実現に向け本会の重度心身障害者等医療費及び子どもはぐくみ医療費審査支払事務取扱要綱を改正するなど必要な対応を行った。

⑥　母子保健ＤＸに関する事項

令和５年度にデジタル庁で構築された情報連携基盤等を活用した母子保健の健診等に係る事務のデジタル化に向けて、母子保健法等が改正された。妊婦健診・乳幼児健診及び産後ケア事業の対象者に関する情報や健診費用の請求支払等が国保連合会へ委託されることとなり、母子保健ＤＸ関連業務の受託に向けて国保中央会を中心に準備を進めてきた。令和７年度は、こども家庭庁において、業務要件定義等、現行の母子保健デジタル化に関する課題等について検討を行うこととし、請求支払・集合契約システムの開発に向けて、基本方針・業務要件定義策定を行ったが、その後のシステム要件定義策定への円滑な業務移行が行われるよう、国保中央会に対して、基本方針・業務要件定義策定に関する支援要請が行われた。国保中央会は、当該支援業務を受託することについて全国の国保連合会から承認を得て支援を行っている。

⑦　災害時における既往歴提供対応について

災害救助法が適用された場合、オンライン資格確認等システムの災害モード対応を行うことでマイナンバーカードを持参していない場合に、患者の４情報（氏名、生年月日、性別、住所）で患者の特定を行い、患者の

同意のうえ既往歴等を閲覧することが可能とされているが、保険医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できない場合や被災者が避難所等に避難している場合など、保険医療機関等からの照会に対し国保連合会が管理する被保険者の既往歴等の提供を行うこととされている。

このため、本県において既往歴等の情報提供に向けレセプトデータの所有者である徳島県内の国保保険者及び後期高齢者医療広域連合から既往歴等の情報提供を本会が行うことについて承諾を得た。その後、３師会（徳島県医師会、徳島県歯科医師会、徳島県薬剤師会）に既往歴等の照会に対する提供及び保険者等から管理を受託しているレセプトデータ等の医療情報提供体制を整備した旨を説明した。

令和７年９月に既往歴等の情報提供を本会業務に規定し、被災した被保険者の罹患情報等を提供できる体制を整え、適切な医療の速やかな提供に資している。

(17) 表彰事業に関する事項

① 厚生労働大臣表彰（令和７年１２月１８日）

徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員　２人

② 国民健康保険中央会表彰（令和７年１１月２０日）

徳島県国民健康保険診療報酬審査委員会委員　２人

徳島県国民健康保険団体連合会介護給付費等審査委員会委員　１人

上勝町　１人

③ 徳島県知事表彰（令和７年７月２４日）

健康家庭　１７保険者　２３１世帯

④ 徳島県国民健康保険団体連合会理事長表彰（令和７年７月２４日）

徳島市　１人

鳴門市　２人

(18) 人材育成に関する事項

① 一般研修　２４回　開催

② 国保中央会への職員派遣　１人

③ 業務拡大や高度化、システム運用等に対応できる職員の育成

国保連合会・国保中央会業務に占めるＩＴを活用した業務に対する重要性とシステム業務の進め方について理解を深めるとともに、本会業務の改善、および効率化を行うためのシステム運用等に対応できる職員の育成のため、中・四国地方国保連合会ＩＴ研修に出席した。研修後、岡山県国保連合会職員と国保連合会業務におけるＳＥ業務について岡山県の状況を聞くとともに意見交換を行った。

(19) 個人情報保護に関する事項

① 「プライバシーマーク」登録・更新に関する業務

平成２１年３月２６日にＪＩＳ Ｑ １５００１：２００６年度版のプライバシーマークを取得し、以降２年ごとに更新を行っている。ＪＩＳ Ｑ １５００１は随時見直されており、令和６年度の更新では「保健医療福祉分野のプライバシーマーク認定指針」が改定されたＪＩＳ Ｑ １５００１：２０１７年度版に基づき９回目の更新申請を行い、現地審査を経て令和７年５月に認定を受けた。

今後も年間計画に基づく研修及び内部監査を実施し、個人情報保護に努めていく。

ア　研修

４回　延べ８３人

イ　内部監査

個人情報マネジメントシステムによる内部監査を実施

② プライバシー保護委員会

個人情報保護を目的として、徳島県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則第５条第３項の規定に基づき、プライバシー保護委員会を設置し、個人情報保護に努めている。

令和８年３月３０日　開催

③ 電算処理業務委託先立ち入り調査

令和８年１月１４日　実施

(20) ネットワーク事業に関する事項

① 保険者支援情報ネットワーク

保険者と本会の間をネットワークでつなぎ、本会の各システム（国保総合、国保情報集約、国保データベース（ＫＤＢ）、特定健診、介護保険、障害者総合支援等）と保険者端末とのやり取りを行うために構築し、各受託業務での情報連携や本会独自システムにより作成された保険者支援情報（データ、帳票等）を提供することにより、保険者事務の効率化と軽減を図った。

② 国保連医療保険ネットワーク

国保中央会と本会及び全国の国保連合会との間で情報の連携を図ることにより、業務運営の効率化や情報のペーパーレス化を推進することを目的にネットワークを構築している。レセプト電算処理の特別審査分レセプトデータ交換、診療報酬の全国決済業務における他県データ交換、特定健康診査の全国決済業務、出産育児一時金の全国決済業務等を行った。

また、各システムのクラウド移行に伴い本ネットワークを介したデータ連携及びオンライン資格確認等システムの中間サーバへ市町村国保の被保険者資格情報並びに特定健診データ等を提供した。

③ オンライン請求ネットワーク

保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション及び特定健診・特定保

健指導実施機関等と本会を全国規模のネットワーク回線で結び、診療（調剤）報酬等の請求データ（レセプトデータ含む）等をオンラインで受け渡している。

令和５年３月、厚生労働省から「オンライン請求の割合を 100%に近づけていくためのロードマップ」が示され、猶予届出書の提出機関（令和７年１０月以降、最大で令和８年９月末まで）を除き、オンライン請求に移行された。

④　共通ネットワーク

介護保険、障害者総合支援業務における本会と国保中央会をネットワーク回線で結び、国保中央会（共同受付センター）を介して介護保険事業所、障害者総合支援事業所と本会の間で請求データの受付をはじめとしたデータの送受信を行った。

⑤　ネットワークのセキュリティ対策

国保中央会及び全国の国保連合会で情報系ネットワークと基幹系（業務系）ネットワークとの分離を行うことが徹底された。

情報系ネットワークでのインターネット利用については、国保中央会及び全国の国保連合会でインターネット接続口を集約化し委託する監視業者においてセキュリティ対策を実施した。また、基幹系（業務系）のセキュリティについては、各端末に不正アクセス防止対策機器等の設置や管理サーバによる不正アクセス等の防止対策を行った。

これまでセキュリティ対策システムとして稼働してきた保険者向けセキュリティ対策システム、基幹系セキュリティ対策システムおよびデータ集配信システムは、令和８年２月に機能を統合し、セキュリティ等管理システムとして更改し、ネットワークおよび接続機器のセキュリティ確保に努めている。

(21) 国保会館の健全運営に関する事項

国保会館建設時に設置した受水槽が経年劣化により常時漏水をしていたことから受水槽の改修工事を行った。

２　医療費適正化対策の推進

（１）保険者のレセプト点検調査確認事務の支援に関する事項

①　レセプト点検事務支援・事務研修会の開催

保険者共同事業として、保険者における医療費適正化に寄与することを目的に全保険者と委託契約を締結し、点検の充実強化を図り実施した。

・点検結果

国保　４，２２０件　　後期　１３，４４５件

・研修　令和７年６月１９日　開催

②　レセプト点検用参考資料等の作成

保険者におけるレセプト点検実施に向け、レセプト点検観点のポイントの取りまとめ及び実際のレセプトを用いた事例集を作成し、レセプト点検事務研修会において配布した。また、再審査及び過誤取扱い上の留意点などに関する資料を作成し説明した。

③　保険者間の調整

「被保険者資格喪失後の受診により発生する返還金の保険者間での調整について」（平成２６年１２月５日付、厚生労働省通知）により、被保険者等が現保険者等に対して有する療養費請求権等について旧保険者等が代理受領するための枠組み（保険者間調整）が整備された。これにより、本会を介して「療養費代理受領方式による保険者間調整」及び「包括的合意に基づく保険者間調整」を実施し、保険医療機関等を経由せず保険給付に要した費用の調整を行った。

・保険者間調整支給額決定一覧点検結果

決定件数　７１０件　調整金額　２２，３０６，５６９円

④　海外療養費不正請求対策事業

平成２６年度から国保中央会において、保険者支援事業として海外療養費の不正請求対策調査業務を実施している。この事業は、本会が国保中央会に委任し、国保中央会が民間調査会社と業務委託契約を締結し実施している。

令和７年度は、２４市町村２国保組合及び後期高齢者医療広域連合と委託契約を締結している。令和７年度については、調査依頼はなかった。

（２）レセプトデータ活用支援に関する事項

①　後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書作成業務

平成２４年度から国保及び後期高齢者医療の後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書を作成しており、併せて削減効果等参考資料を提供している。令和６年１０月１日から開始された長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）の選定療養に対応するため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書について令和７年４月通知分から抽出方法を変更した。

・差額通知書発送実施状況

国保　８，８１４件　　後期　１０，６３８件

②　重複・多剤服薬情報通知書作成業務

医薬品の適正使用の促進、被保険者等の健康の保持増進及び医療費の適正化を図ること並びに保険者努力支援制度において「重複・多剤投与者に対する取組み」が共通指標となっていることから、令和２年度から共同事業として、国保の重複・多剤服薬情報通知書を作成しており、併せて削減効果等参考資料を提供した。

・重複・多剤服薬情報通知書発送状況　５，６９８枚

## ３　保健・医療・福祉対策の推進

### （１）保健事業に関する事項

#### ①　国保データベース（ＫＤＢ）システムの運用とシステムを活用した保健活動支援事業

国の持続可能な社会保障に向けた施策を理解し、地域（各保険者）の健康課題の解決に向け、データヘルス事業の着実な実践と予防活動を継承していくために、健康診査の結果を踏まえた保健指導や糖尿病ほか生活習慣病の発症及び重症化予防等、生涯にわたる健康増進と社会保障費の適正化に尽力できる人材育成の支援が図られるよう事業展開を行った。また、国保データベース（ＫＤＢ）システムの操作研修を通じて、システム活用の充実を図った。

令和６年度から、被用者保険の保健事業担当者も研修会への参加対象とし、医療保険者の枠組みを超え、徳島県の健康課題の共有及び課題解決に向けて取組みを進めてきた。

ア　外部講師による糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づく実践研修

５回開催

イ　国保データベース（ＫＤＢ）システム操作等に係る研修会

令和７年１１月１２日開催

ウ　ＣＫＤ・糖尿病性腎症重症化予防等に向けた郡市医師会や県と連携

徳島県医師会糖尿病対策委員会（腎症対策及び治療中断者対策）及び徳島県慢性腎臓病医療連携協議会において情報共有、また必要な情報について提供した。

エ　国保データベース（ＫＤＢ）システムを活用した保健事業評価等の情報提供

国保データベース（ＫＤＢ）システムは、令和６年度からクラウド化対応され、データベース構造を簡素化することでデータ拡張性が向上し、本システムを活用した保険者支援の強化や利用ニーズに即したシステム機能の充実・強化に対応できるようになった。

保険者に対しては、本システムで抽出した帳票やＣＳＶデータを加工し、随時提供を行い活用支援を図った。

#### ②　保険者が実施する保健事業の支援のための保健事業支援・評価委員会

本委員会は、保険者等のデータヘルスの取組みを支援する組織として平成２６年度に設置した。保険者の保健事業の取組みの報告や委員の助言から課題を共有し、県全体の保健事業レベルアップが図られるよう継続して委員会を開催した。

第３期データヘルス計画策定（令和６年から１１年まで、１期６年間）支援として、各保険者の計画に沿った特定健診・特定保健指導を軸にした糖尿病や高血圧等、個々の健康課題の解決に向けた取組みを進めていけるよう、令和７年度は保険者の希望により委員会の場を活用した個別支援を

実施した。

また、ＣＫＤ早期介入を目的とした令和８年度特定健診保険者独自項目の追加案について、全市町村訪問し、現場の健診・保健指導の状況確認とヒアリングを行った。

・委員会等開催状況　４回開催
・データヘルスに関する市町村ヒアリング　　３保険者
・特定健診運用における市町村ヒアリング　２４保険者

③　器材の貸出及び支援

貸出状況（保険者数は延べ数）

| | |
|---|---|
| 加速度脈波計ＢＣチェッカー | １保険者 |
| 脳年齢計らくらくウェルネス | ２保険者 |
| 身長計 | ２保険者 |
| ＨｂＡ１ｃ測定器 | ７保険者 |

（２）市町村保健師に関する事項

①　市町村保健師連絡協議会への助成及び支援

役員会他　５回開催

②　市町村保健師等の研修等

４回開催

③　県及び各関係機関が開催する会議・委員会への参画

徳島県医師会生活習慣病糖尿病対策班会議他　１７回

（３）国保診療施設に関する事項

・　国保診療施設運営協議会への助成及び支援

徳島県国保診療施設運営協議会は国民健康保険診療施設の健全な管理運営及び治療と予防衛生の一体化を図り、地域住民の健康保持増進に貢献し、国民健康保険制度の円滑な展開に寄与することを目的とし設立されており、本会が事務局を担っている。

全国国保診療施設協議会との協調に努め、令和７年５月２４日に開催した総会において決定した事業計画に基づき事業を実施した。

①　各種会議及び研修会等の開催

②　その他の事業

ア　全国国保診療施設協議会及び国保診療施設四国ブロック会が主催する会議等への出席

イ　徳島県国保診療施設職員の永年勤続、優良職員の表彰

ウ　国保制度改善強化全国大会への出席

（４）保険者協議会に関する事項

・　保険者協議会事業の推進

徳島県保険者協議会は徳島県と本会が共同して事務局を担い、各保険者でのデータヘルスの底上げに資する取組みの実施及び保険者間での課題の共有やそれに基づく様々な地域課題に自治体をはじめ医療関係者や企業など、幅広い関係者と連携しながら取組みを進めている。

令和７年３月１３日開催の第４１回徳島県保険者協議会において決定した事業計画に基づき事業を実施した。

令和７年２月１８日、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室から発出された事務連絡「第四期医療費適正化計画の推進にあたっての社会保険診療報酬支払基金との連携について」を受け、支払基金は４７都道府県の保険者協議会を訪問し、支払基金が本協議会に参画すること等について協議依頼があった。徳島県においては、令和７年７月３日、支払基金中四国審査事務センター及び支払基金徳島審査委員会事務局と協議を行った。支払基金からの要望を受け、令和８年２月１６日、徳島県保険者協議会正副会長会議を開催し、支払基金の参画について協議し、令和８年３月２３日に開催した第４３回徳島県保険者協議会において令和８年度からオブザーバとしての参画を認めることで決定した。また、同じく徳島県歯科医師会においても保険者協議会の事業状況を共有いただくため、令和８年度からオブザーバとして出席依頼をすることとした。

令和７年８月６日、徳島県保健福祉部長から「重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業」の支援対象診療所（案）の承認について依頼を受けた。同事業の対象は、支援区域内で承継又は開業する診療所であり、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所となっていることから、保険者協議会として「支援対象診療所」の承認について委員から意見を聴取し、支援対象診療所の選定について了承した。

また、保険者協議会が新たな地域医療構想及び医師偏在対策に関与していくことから令和７年９月２９日、徳島県地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業の代表である徳島大学大学院医歯薬学研究部公衆衛生学分野、森岡久尚教授を講師として「徳島県地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業に関する研究」と題した研修会を実施した。

① 各種会議及び研修会等の開催
② 県及び各関係機関が開催する会議・委員会への参画
③ その他の事業
ア 特定健康診査等集合契約に関すること
イ 特定健康診査等関係冊子作成・配布
ウ 広報事業（特定健康診査実施率向上及び後発医薬品使用促進並びに重複・多剤服薬の見直し、バイオ後続品及びリフィル処方箋使用促進）
エ 保険者インセンティブに関すること（医薬品適正使用及び糖尿病等の重症化予防）
オ データヘルス推進事業に関すること

カ　関係機関との連携

## ４　国保制度改善強化及び財政安定化対策の推進

国保制度改善強化対策に関する事項

国保制度の抜本改革と長期安定化実現のため、関係機関と協調し、積極的な要請行動を行った。

国保制度改善強化全国大会においては、国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施することなどを求める１２項目を決議し、地元選出国会議員へ「国保総合システムは、国保運営の基幹システムであり、その開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を確実に講じていただきたい」等の要請を展開した。

令和７年１１月１４日　国保制度改善強化全国大会

## ５　国保連合会財政運営の健全化・安定化の推進

「経営改善計画（令和６年度～令和１０年度)」に関する事項

各種事業の効率的・効果的な推進により、最小限の費用で期待される役割と責任を果たし、保険者共同目的の達成と医療の質の向上に貢献するため、財政の安定はもとより各事業の取組み強化を図り、保険者の負託に応えられる組織として推進していくため「経営改善計画」を令和６年２月理事会において策定した。本計画に基づき、ニーズに沿った良質なサービスの提供と透明で健全な事業運営及び適正な予算執行に努めた。

当該計画を確実に推進していくためには、①積立資産等の状況及び決算・予算の把握、②各事業の執行における状況の変化と安定運営、③その他計画において必要な調整が必須であり、令和７年７月に「経営改善計画推進検討会」を設置した。

令和６年４月から適用された法人税法施行令等の一部を改正する政令等に基づき、令和６年１２月２７日に証明申請書及び各特別会計積立計画書を厚生労働大臣あて申請し、令和７年３月２６日、法人税法施行規則に規定する厚生労働大臣の定める要件に該当する証明を得た。この内、証明申請書は令和６年度で終了した事業及び令和７年度から開始した事業、積立計画書は令和６年度実績と令和７年２月通常総会で承認を得た各積立資産管理運用規定改正に基づいた令和１０年度までの計画を見直し、令和７年９月３０日、厚生労働大臣あて提出した。

## ６　その他、保険者の共同目的達成に必要な事業の推進

（１）出産費用の見える化事業

出産費用の見える化事業について、令和６年５月３０日、全国の分娩を取り扱う施設（病院、診療所及び助産所）の特色・サービスや費用についての情報提供を行う厚生労働省のウェブサイト「あなたにあった出産施設を探せるサイト『出産なび』」の運用が開始された。本会は、保険医療機関等ごとの出産費用データを国保中央会に提供を行い、国保中央会においては、全国の国保連合会から提供されたデータ及び支払基金から提出されたデータの集計後、厚生労働省にデータ提供を行っている。

（２）感染症における流行初期医療確保措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、流行初期医療確保措置として初動対応等を含む特別な協定を都道府県と締結した保険医療機関等について、協定に基づく対応により経営の自律性（一般医療の提供）を制限して、大きな経営上のリスクのある流行初期の感染症医療（感染患者への医療）の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行うこととした流行初期医療確保措置に係る事務について、令和６年４月から流行初期医療の確保に要する費用の額の計算及び対象保険医療機関等への費用の支払事務を徳島県から受託している。

（３）「審査支払機能の在り方に関する検討会」に関する事項

厚生労働省は、令和３年３月２９日に審査結果の不合理な差異の解消及びシステムの整合的かつ効率的な在り方を柱とする報告書を取りまとめ、厚生労働省・支払基金・国保中央会は同年３月３１日、三者連名で「審査支払機能に関する改革工程表」を策定・公表した。同検討会の報告書及び三者で公表した工程表について、本会理事会及び保険者説明会で状況を報告した。

同改革工程表で盛り込まれた「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」において、支払基金と国保連合会の両機関における審査基準の全国統一化に向け協議を重ねている。

また、「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合性かつ効率的な在り方の実現に向けた工程表」にかかる取組みについては、令和６年２月に国保総合システムをクラウドに移行し、４月には受付領域の共同利用を開始するなど整合性の実現に向けた取組みが実現した。一方、令和８年４月から開始に向けた審査・支払領域の共同利用・共同開発については、厚生労働省・支払基金・国保中央会の３者による「審査支払システムの共同開発の基本方針」が令和７年９月１２日に公表され、同基本方針の審査領域においては、両機関が協力して共通のクラウドサービスを設計・活用し、当面は「レセプト電算処理システムの共同開発部分」から共同開発・共同利用を開始するとともに、システムのモダン化については、クラ

ウドのマネージドサービスを利用したモダン化などの実施とあわせ、最適なＡＩ活用機能の導入に向けた取組みを行うことが確認された。

（４）「国保連合会・国保中央会のめざす方向」に関する事項

「国保連合会・国保中央会のめざす方向」は、全国の国保連合会及び国保中央会が一体となって業務を遂行していく上で、役職員一人ひとりが共通の理解や認識、現状、課題並びに今後の対応方針等について、保険者等の関係者と認識を共有する際の基本的な方向性・考え方として位置付けるものとし、平成２７年９月に策定され、その後、随時見直しがあり、現在は令和５年３月に「国保連合会・国保中央会のめざす方向２０２３」が策定されている。

四国地方国保協議会（事務局長会議）においては、県単独で取組みを進めていくよりも、四国が一つとなり直面する課題等を共有し克服すべきという認識の下、令和６年度から具体的な職員研修として取り組む方針を決定した。令和７年度は、職員研修時における講演をＷＥＢにて同時配信し、出席者以外の職員にも受講する機会を設けることとした。

また、研修時には、各県が個別に実施している事業を四国共同で実施することにより、歳出削減に繋がる事業はないか調査研究する機会とし、現在も議論を深めている。